

I

計画策定の背景と基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 食育とは

食育基本法の前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としています。

また、食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われること等が求められています。

(2) 食育に関する国・都の取組み

① 食育基本法（平成 17 年 7 月施行）

この法では、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目指しています。

② 食育推進基本計画（平成 18 年 3 月策定）

食育基本法に基づき、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を対象とし、基本計画が策定されています。この計画では、下記のように、食育を推進する施策の基本的な方針、9 つの目標値のほか、促進に関する事項として取り組むべき施策等を示しています。

「食育推進基本計画」

（食育の推進に関する施策についての基本的な方針）

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

（食育の推進の目標に関する事項）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加 (70%→90%以上)
- (2) 朝食を欠食する国民の割合の減少 (子ども4%→0%、20代男性30%→15%以下、30代男性23%→15%以下)
- (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加 (21%→30%以上)
- (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加 (60%以上)
- (5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加 (80%以上)
- (6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 (20%以上増)
- (7) 教育ファームの取組みがなされている市町村の割合の増加 (60%以上)
- (8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 (60%以上)
- (9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合 (都道府県100%、市町村50%以上)



（食育の総合的な促進に関する事項）

- （１）家庭における食育の推進
- （２）学校、保育所等における食育の推進
- （３）地域における食生活の改善のための取組みの推進
- （４）食育推進運動の展開
- （５）生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- （６）食文化の継承のための活動への支援等
- （７）食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

③ 東京都食育推進計画（平成 18 年 9 月策定）

東京都は、多様化するライフスタイルが展開する都民の実態や食の大消費地としての東京の特性を踏まえ、平成 18 年度に「東京都食育推進計画」を策定しています。その中で、区市町村は地域に密着した食育活動の推進役として大きな役割を担う主体であると位置づけ、食育の推進を実効性の高いものとするために、区市町村の計画的な食育活動を規定しています。

「東京都食育推進計画」

（食育の理念）

食育は、健全な食生活習慣を培うとともに、食への感謝の心を養うものであり、これらの営みを通じて、健康的な心身と豊かな人間性を育み、生きる礎を形づくる全人的な取り組みである。

（3）「八王子市地域保健福祉計画」

平成 20 年 3 月に策定した「八王子市地域保健福祉計画」では、「保健医療計画」の主な取り組みとして、「食育の推進（子どものときから望ましい食習慣を身につける）」をあげ、個人や地域・団体、行政としての各種の取組みを整理しています。

「八王子市地域保健福祉計画」保健医療計画

食育の推進（子どものときから望ましい食習慣を身につける）

【個人として】

- ・朝食を食べましょう。
- ・1日3食バランス良く食べましょう。
- ・ゆっくりよく噛んで食べましょう。
- ・家族や友達と楽しみながら食事をしましょう。

【地域・団体として】

- ・地域活動、団体活動を通して、望ましい食習慣の大切さを伝えましょう。
- ・地元産の食材を使った講習会などを開催しましょう。
- ・体験学習などを実施しましょう。

【行政として】

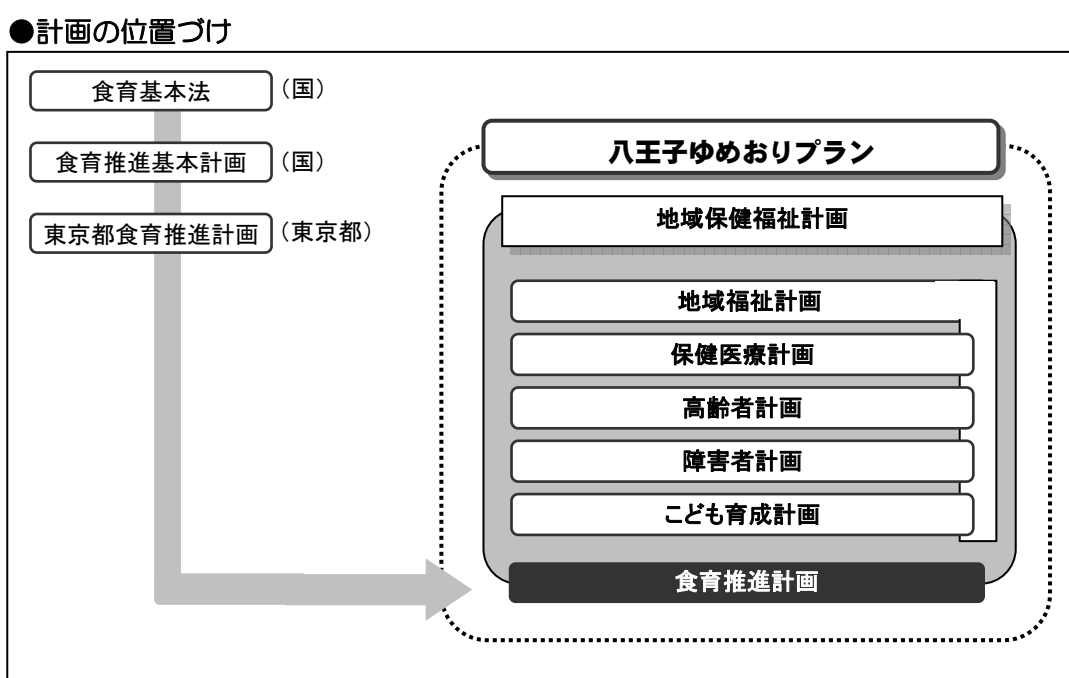
- ・子どものときから、口腔機能や、朝食の大切さなど望ましい食習慣のあり方を伝え、年齢に応じた食生活ができるように支援します。
- ・食事バランスガイドの必要性、使い方などについて普及・啓発をします。
- ・日本の食文化に関心を持つことができるように支援します。健診や各種教室、出前講座を通して知識の普及、情報の提供を行います。
- ・栄養指導従事者などの育成指導をしていきます。
- ・食に関するネットワーク（栄養士会など）を確立していきます。
- ・体験学習など（家族参加型）の事業を実施・支援します。



2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

八王子市食育推進計画は、食育基本法（平成 17 年 7 月施行）及び食育推進基本計画（平成 18 年 3 月食育推進会議決定）に基づく市町村の食育推進計画として、「東京都食育推進計画」（平成 18 年 9 月策定）や市の総合的計画である「八王子市基本構想・基本計画（以下、八王子ゆめおりプラン）」の趣旨に沿うとともに、「八王子市地域保健福祉計画」（平成 20 年 3 月策定）に基づく食育についての「行動計画」として、各分野別計画との調整を図り、策定しました。



(2) 計画の期間

八王子市食育推進計画の計画期間は、平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 5 年間とします。計画の見直しは、「八王子ゆめおりプラン（実行編）八王子市実施計画」の改定に合わせて行います。

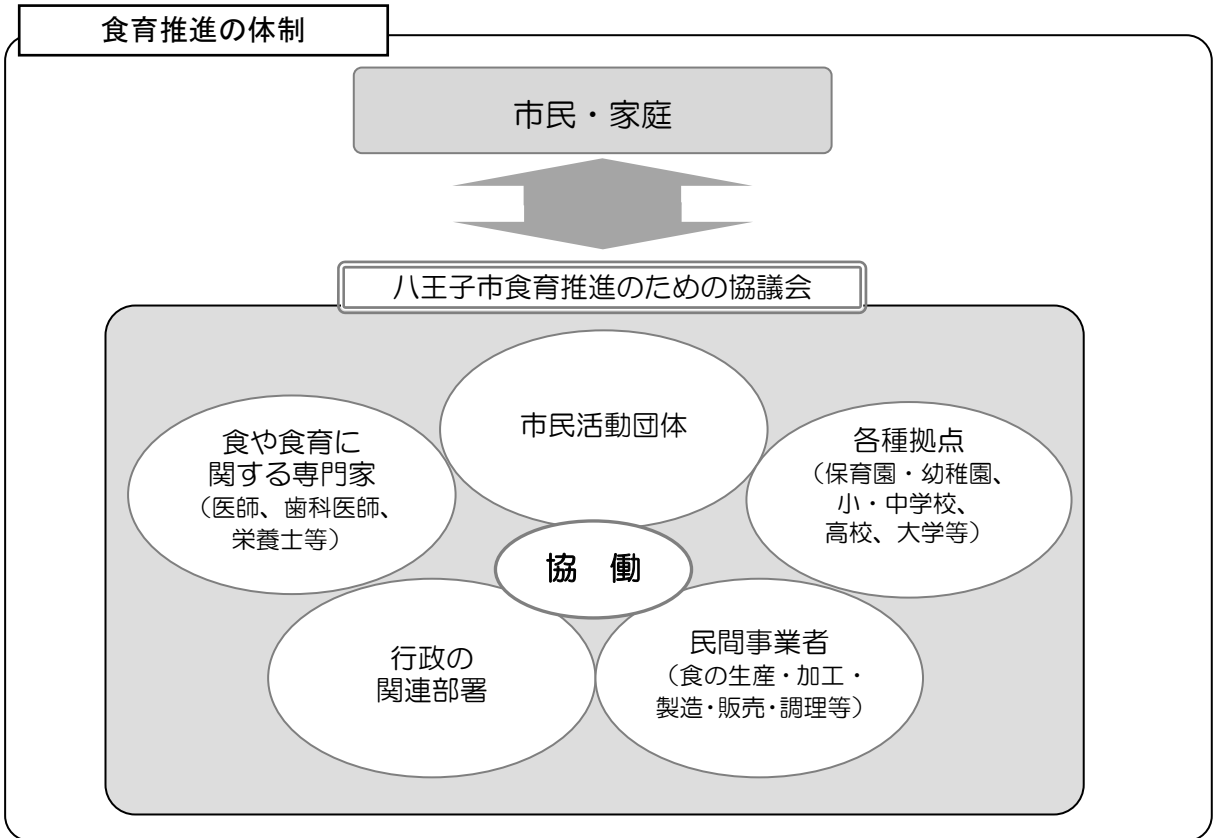
(3) 計画推進の考え方

■食育推進の体制

本計画は、八王子市の地域特性や食をめぐる現状と課題を踏まえ、食育を推進するものです。そのため、市は、市民、市民活動団体、事業者等に本計画を広く周知し、食育に対する理解と協力を求めています。



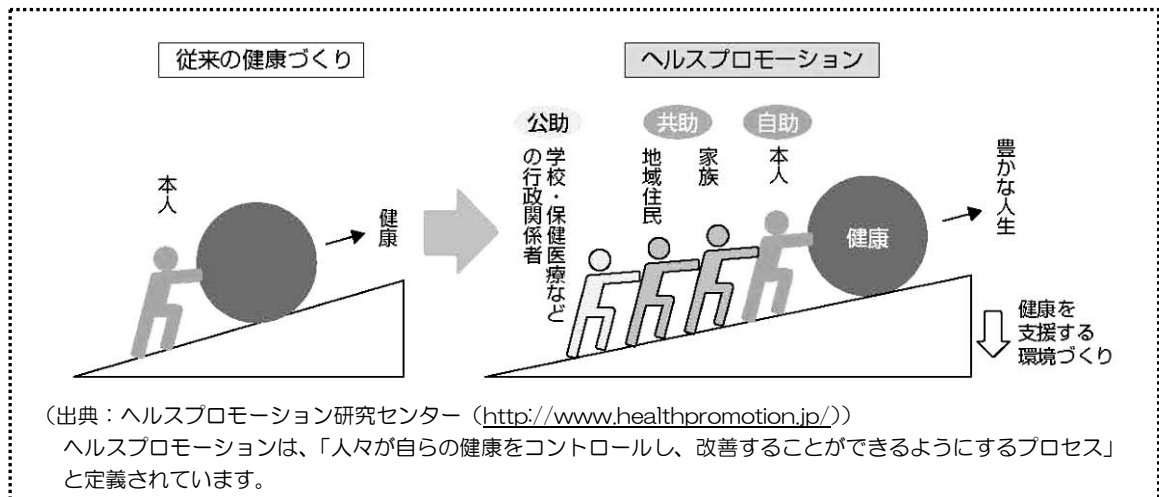
また、食育と関連が深い行政の関連部署との連携を図るとともに、地域に広く食育を浸透させていくことを目指し、これまで、市民活動団体、事業者、行政の各主体が行っていた食育の取組みを、一体となって検討していくための場として「食育協議会」を設け、市民と行政の協働による食育を推進します。



■計画推進の考え方について

計画の推進においては、本計画の上位計画にあたる「地域保健福祉計画」の中であげている「ヘルスプロモーション」の考え方に沿って、食育を推進する環境づくりを目指します。

●ヘルスプロモーションの概念図



(4) 計画の策定経緯

本計画の策定は、策定プロセスそのものが食育の推進につながるよう、市民参加による計画づくりを進めました。

基礎調査として、市民意識調査や各市民活動団体等を対象にヒアリングを実施し、その結果から、市民の意識やニーズ、課題及び市民活動団体等の連携の方向性を把握しました。

また、学識経験者や専門家、各活動団体等、公募市民を含む「八王子市食育推進協議会」及び「八王子市食育推進協議会 作業部会」を開催し、様々な立場の意見に耳を傾けながら計画づくりを進めました。

行政においては、関連部署が「八王子市食育推進協議会 作業部会」に参加して議論を行っており、策定後の推進についても行政部署が連携していきます。

市民意識調査

調査名

平成21年度八王子市食育推進計画づくりに関するアンケート調査

調査対象

市民（住民基本台帳より無作為抽出）

配布数

2,000 通

配布・回収方法

メール便による配布・郵送回収

調査時期

平成21年10月21日～11月4日

回収数

888 通

回収率（回収数÷配布数）

44.4%

八王子市食育推進協議会

《開催数》5回

《メンバー》

下記団体等からの推薦と行政関連部署により構成

- 学識経験者
- 公募市民
- 地区医師会
- 地区歯科医会
- 私立保育園協会
- 私立幼稚園協会
- 集団給食協議会
- 施設長会
- NPO等団体
- 外食産業・食品衛生
- 農業関係者
- 商工会議所
- 校長会・副校長会

活動団体等対象のヒアリング

実施日

平成21年11月13日

対象

市内の栄養士団体、スーパー、配食サービスを行うNPO団体、体育協会、女性農業者団体

検討内容

【現状】食や食育に関する取組み・活動の現状

【課題】取組み・活動を進める上での課題

【目標】取組み・活動を通じて目指すもの

【取組み方法】目標を実現するための取組み方法

八王子市食育推進協議会 作業部会

《開催数》6回

《メンバー》

下記団体等からの推薦と行政関連部署により構成

- 学識経験者
- 私立幼稚園協会
- 農業関係者